

記入例 4

給与支払報告書で報告した徴収方法を変更する場合

- 例) ・令和7年度 普通徴収
・令和8年度の給与支払報告書を特別徴収で提出
・令和8年2月28日退職

令和7年	令和8年			
	1月	2月	・・・	6月以降
入社	在職のため、令和8年度 給与支払報告書を特別徴収で提出			退職
				特別徴収

異動届出書を提出することにより
普通徴収（本人納付）に変更

①給与支払報告書に○

②(ア) R8と記入

③異動年月日
：退職や休職した年月日を記入

④異動の事由
：該当の事由を番号で記入

⑤異動後の未徴収税額の徴収を選択
：3（普通徴収（本人納付））を記入

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

山口市長宛 令和 年 月 日提出		給与支払義務者 ふりがな 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	所在地 〒753-8650 山口市亀山町2番1号 かめやましょうじ 亀山商事	特別徴収義務者 指定番号 97123453	所属 人事部 かめやま たろう 亀山 太郎 083-934-2735
給与所得者 ふりがな 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所	やまぐち いちこ (新姓) T. S. H 45 年 5 月 14 日 123456789102 9876 山口市小郡下郷609番地 同上	(ア) 特別徴収税額 (年税額) R8	(イ) 徴収済額 (ア)～(イ) 月 月 月 月	(ウ) 未徴収税額 (ア)～(イ) 月 月 月 月	異動年月日 R8 年 1 月 28 日 異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. 住所異動 8. その他 異動後の未徴収税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 →①へ 2. 一括徴収 →②へ 3. 普通徴収 (本人納付) →③へ
① 特別徴収継続の場合 新しい勤務先には、月割額 円から 月分 (月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう (連絡済) です。 受給者番号 納入書の要否 1. 必要 2. 不要 (新雇の場合のみ記載) 記入 先行送付 (月分 月 日送付済)					
② 一括徴収の場合 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は、 月分 (月10日納入期限分) で納入します。					
③ 普通徴収の場合 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ⇒[相続人代表]住所 氏名 (続柄) 市記入欄 ※記入しないでください 旧年度 新年度					

給与支払報告書で報告した徴収方法のみの変更の場合③の記入は必要ありません